

告 示

埼玉県告示第九百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により狭山市から狭山都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司